

地方公会計の整備促進に関する意見書

地方公会計の整備促進に関しては、昨年1月の総務大臣通知に基づき、各地方自治体において財務書類の作成に鋭意取り組んでいるところである。しかしながら、自治体によっては固定資産台帳が既に整備されているなど作成状況の進捗に差があることに加え、高齢化や人口減少など、自治体の抱える課題には待ったなしの対応を迫られており、限られた期間での財務書類の作成に係る財政的・人的負担は極めて大きいものである。

このようなことから、財務書類の作成及び活用を進めるに当たっては、地方自治体の厳しい財政事情にかんがみ、早期の整備が可能となるよう、あらゆる面からの支援を充実させることが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 財務書類の作成の前提となる固定資産台帳の整備には相当な作業コストを要することから、地方自治体の面積、人口規模及び財政力等に応じた財政措置をさらに充実させること。
- 2 財務書類の作成に当たっては、地方自治体の実情に応じた体制を構築する必要があることから、さまざまな相談に対応できる公認会計士等の専門家の招聘に要する経費に加え、地方公会計システムの整備・運用に係る経費についても適切な財政措置をさらに充実させること。
- 3 財務書類の作成及び活用のためには複式簿記の知識等が必要となることから、自治体等における自治体職員向けの研修をさらに充実させるとともに、今後、財務書類を議会における議案審査等において積極的に活用することができるよう、地方議員向けの研修も充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	高	市	早	苗	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様